

令和8年度 償却資産(固定資産税)申告の手引き

提出期限:令和8年2月2日(月)

提出先:大和町役場 税務課 固定資産税係

問合せ先: TEL 022-345-1116(直通) / FAX 022-341-8801(受付時間内)

受付時間: 8時30分から17時15分まで(年末年始及び土日祝日を除く)

※償却資産の申告に関するお問合せやご相談は、上記係までお願ひします。

※償却資産申告書の受付業務は、杜の丘出張所でも行っております。

ただし、杜の丘出張所では、お問合せやご相談は受け付けておりませんので、
上記係までお願ひします。

～ 申告についてのお知らせ ～

※地方共同機構が運営するeLTAX(エルタックス)で、電子申告を行うことができます。

詳しくは、11ページの「電子申告(eLTAX)をご利用される方へ」、19ページの「電子申告による申告書等の作成について」をご確認ください。

※提出期限間近になりますと窓口が混雑しますので、早めに持参いただきか、郵送又は電子申告により提出いただきますようご協力をお願ひします。

※申告書等を郵送で提出される方で、申告書の控え(受付印を押印済みのもの)を希望される場合は、あて先の記入及び切手を貼付した返信用封筒を同封してください。

※申告書等を郵送で提出される場合に、あて先として使用いただけるラベルを最終面に印刷していますので、切り取ってご利用ください。

※「償却資産申告書」と「種類別明細書」がない場合は、大和町役場ホームページから様式をダウンロードしてご利用ください。

※この手引きは、令和7年10月現在において作成しております。

宮城県大和町

目 次

I 債却資産の概要	III 債却資産の評価額等の算出方法
(1) 債却資産とは……………	(1) 評価額の算出方法……………
(2) 資産の種類と主な債却資産の内容……………	(1) 課税標準額の算出方法……………
(3) 家屋と債却資産の区分……………	(3) 税額の算出方法……………
(4) 業種別の主な債却資産の内容……………	
(5) 不動産貸付業の債却資産について……………	
(6) 再生可能エネルギー事業に係る債却資産について…	
(7) 法人税及び所得税(国税)との比較……………	
II 債却資産の申告について	IV 申告書等の作成について
(1) 申告をしていただく方……………	(1) 作成時の注意事項……………
(2) 申告の対象となる資産……………	(2) 作成していただく書類……………
(3) 申告の対象とならない資産……………	(3) 債却資産申告書の記入例……………
(4) 申告の方法……………	(4) 種類別明細書(増加資産・全資産用)の記入例…
(5) 提出していただく書類……………	(5) 種類別明細書(減少資産用)の記入例……………
(6) 申告する内容……………	
(7) 申告書等の提出期限……………	V 電子申告による申告書等の作成について
(8) 申告書等の提出先及び問合せ先……………	(1) 作成時の注意事項……………
(9) 電子申告(eLTAX)を利用される方へ……………	(2) 作成していただく書類……………
(10) リース資産について……………	
(11) 未申告及び虚偽の申告をされた方……………	VI 課税標準の特例等について
(12) 申告内容の調査のお願い……………	(1) 課税標準の特例の適用となる債却資産……
(13) 修正申告について……………	(2) 課税標準の特例の対象となる主な債却資産…
	(3) 中小企業等経営強化法による先端設備等に係る 課税標準の特例……………
	(4) 固定資産税(債却資産)課税標準の特例申請書の 記入例……………
	VII 債却資産 Q&A……………
	23

～大和町役場ホームページのご案内～

大和町役場トップページ <https://www.taiwa.miyagi.jp/>

キーワード検索

大和町役場 債却資産



<債却資産(固定資産税)の申告について>

<https://www.taiwa.miyagi.jp/soshiki/zeimu/koteishisanzei/1384.html>

I 債却資産の概要

(1) 債却資産とは

債務資産とは、土地及び家屋以外の有形の固定資産(事業の用に供することができる資産)です。その減価償却額又は減価償却費が法人税法又は所得税法の規定による所得の計算上、損金又は必要な経費に算入されるもののうち、その取得価額が少額である資産その他の政令で定める資産以外のものをいいます。

例えば、法人や個人で事業を行っている方が、事業を行う上で用いている構築物、機械及び装置、船舶、航空機、車両及び運搬具、工具・器具及び備品等が債務資産の対象となります。

(2) 資産の種類と主な債務資産の内容

資産の種類ごとの債務資産の例示は次のとおりです。

資産の種類		主な債務資産の内容
第1種	構築物	舗装路面(表面に砂利又は碎石等を敷いたものも含む)、緑化施設及び庭園、スポーツ場の排水その他の土工施設 等
	建物附属設備 (建築設備)	受変電設備、自家発電設備、中央監視設備、LAN設備、給排水設備、ガス設備、冷暖房設備、消火設備、搬送設備、駐車場設備、外構工事 等
第2種	機械及び装置	製造・加工・修理等に使用する機械及び装置
第3種	船舶	漁船、カーフェリー、モーターボート 等
第4種	航空機	飛行機、ヘリコプター、グライダー 等
第5種	車両及び運搬具	<p>債務資産として区分される大型特殊自動車の自動車登録番号の分類番号は次のとおりです。</p> <p>① 建設機械に該当するもの … 分類番号「0」「00~09」「000~099」 ② 建設機以外に該当するもの … 分類番号「9」「90~99」「900~999」</p> <p>なお、自動車税の種別割の課税客体である自動車又は軽自動車税の種別割の課税客体である車両は、債務資産の対象外となっております。</p>
第6種	工具・器具及び備品	事務机、椅子、応接セット、テレビ、パソコン、ルームエアコン、コピー機、レジスター、看板、ネオンサイン、金庫、自動販売機 等

(3) 家屋と債務資産の区分

家屋には、電気設備、衛生設備、空調設備、防災設備等の建築設備(家屋と構造上一体となって家屋の効用を高める設備)が取り付けられていますが、固定資産税においては、それらを家屋と債務資産に区分して評価しています。

家屋と設備等の所有者が同じ場合

家屋と構造上一体でないもの又は独立した機器としての性格が強いものを債務資産として取り扱います。

家屋と設備等の所有者が異なる場合

家屋の所有者以外の方(テナント等)が取り付けた、事業用の内装・造作及び電気設備、衛生設備、空調設備、防災設備等の建築設備のことを特定附帯設備といいます。特定附帯設備は、家屋の所有者以外の方(テナント等)が所有者として債務資産の申告を行う必要があります。

<家屋と償却資産の区分表>

設備等の種類	設備等の分類	設備等の内容	家屋と設備等の所有者が同じ場合	
			家屋	償却資産
建築工事	内装・造作等	床・壁・天井仕上、店舗造作等工事一式	○	
電気設備	受変電設備	設備一式		◎
	動力配線設備	特定の生産又は業務用設備		◎
		上記以外の設備	○	
	予備電源設備	発電機設備一式、蓄電池設備一式、無停電電源設備、定電圧定周波電源装置、配線・配管		◎
	自家発電設備	太陽電池パネル(屋根材一体型ソーラーパネルを除く)、架台、配線・配管、保護回路		◎
		太陽電池パネル(屋根材一体型ソーラーパネル)	○	
	電灯照明設備	屋外の設備一式		◎
		屋内の設備一式	○	
	電話設備	電話機、交換機、電源装置		◎
		端子盤、配線・配管	○	
衛生設備	インターホン設備	設備一式	○	
	中央監視設備	設備一式		◎
	LAN設備	設備一式		◎
	監視カメラ(ITV)設備	カメラ、受像機(テレビ)、ITV架		◎
		配線・配管、接栓	○	
	給水設備	特定の生産又は業務用設備、水道引込設備、浄水器、給水塔、その他屋外の給水設備		◎
		屋内の給水設備(配管、高架水槽、受水槽、ポンプ)	○	
	排水設備	特定の生産又は業務用設備、屋外の排水設備		◎
		屋内の排水設備(配管・バルブ・ポンプ)	○	
	給湯設備	屋外の配管、独立煙突、給湯器・電気温水器(流し用)		◎
		屋内の配管、ボイラー、その他機器(浴室用・床暖房用)	○	
空調設備	ガス設備	特定の生産又は業務用設備、引込工事、屋外の設備(ガスマーターから外側の配管)		◎
		屋内の設備(配管、バルブ、ガスカラン)	○	
	冷暖房設備	特定の生産又は業務用設備、ルームエアコン(壁掛式)		◎
		上記以外の設備	○	
	換気設備	換気扇、換気口、送排風機	○	
防災設備	消火設備	消火器、ホース、屋外の消火栓設備		◎
		消火栓設備、スプリンクラー設備	○	

設備等の種類	設備等の分類	設備等の内容	家屋と設備等の所有者が同じ場合	
			家屋	償却資産
防災設備	火災報知設備	屋外の装置(配管を含む)		◎
		火災報知設備、屋内の装置	○	
	その他	避難梯子、緩降機		◎
運搬設備	昇降設備	工場用リフト		◎
		エレベーター、エスカレーター、小荷物専用昇降機	○	
	搬送設備	工場用ベルトコンベア設備		◎
		事務用ベルトコンベア設備	○	
その他の設備	駐車場設備	自走式駐車場(簡易組立式)、料金精算機、駐車券発行機		◎
		基礎、外壁、エレベーター	○	
外構工事	外構工事	工事一式(門、塀、側溝、フェンス、緑化施設、看板、物置、自転車置場等)		◎

(4) 業種別の主な償却資産の内容

業種別の償却資産の例示は次のとおりです。

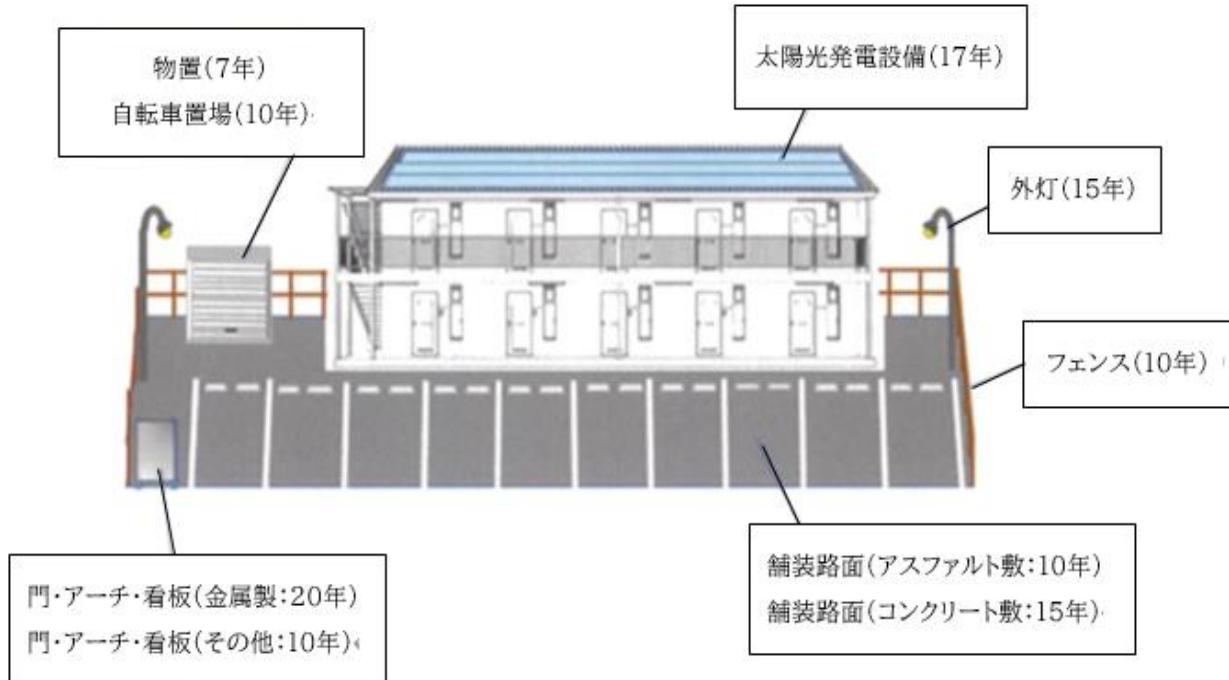
業種	主な償却資産
各業種共通	舗装路面、受変電設備、LAN設備、消火設備、テレビ、パソコン、ルームエアコン、複写機、レジスター、看板
事務所	事務机、椅子、応接セット、ロッカー、キャビネット、金庫
小売業	陳列ケース・陳列棚(冷蔵または冷凍機能があるものを含む)、自動販売機
飲食業	厨房設備、冷蔵庫、冷凍庫、接客用家具(テーブル・椅子など)
理容業・美容業	理容および美容機器、サインポール
医業・歯科医業	手術機器、消毒殺菌機器、レントゲン機器、測定機器、調剤機器
クリーニング業	給排水設備、洗濯機、脱水機、乾燥機、ビニール包装機
旅館・ホテル業	厨房設備、洗濯設備、音響設備、駐車場設備、客室設備(ベッド、家具など)
製造業	製品製造設備、溶接機器、梱包機器
印刷業	製版機・印刷機、裁断機
娯楽業	放送設備、防犯設備、パチンコ台、パチスロ台、ゲーム機器、両替機
不動産貸付業	側溝、外構工事(門・塀・自転車置場・物置など)、電灯照明設備、給排水設備、冷暖房設備、駐車場設備(機械式・ターンテーブル式を含む) ☆ 6ページの「不動産貸付業の償却資産について」をご確認ください。
農業	ビニールハウス、農業用器具、果樹棚
再生可能エネルギー事業	自家発電設備(太陽光パネル、架台、付属装置、遠隔監視装置等の太陽光発電設備) ☆ 7ページの「再生可能エネルギー事業に係る償却資産について」をご確認ください。

(5) 不動産賃貸業の償却資産について

不動産賃貸業(賃貸アパート、貸店舗、駐車場の経営)を営んでいる方が所有する構築物、機械及び装置、工具・器具及び備品等の事業用の資産は、償却資産の対象となります。

該当する資産を所有している場合には、法人税及び所得税の確定申告とは別に、毎年償却資産の申告が必要です。

【共同住宅の場合】※()内は主な耐用年数



その他の不動産賃貸業の償却資産の例示は次のとおりです。

構築物 (建物附属設備も含む)	舗装路面(アスファルト敷、コンクリート敷)、受変電設備(キュービクル)、LAN設備、屋外給排水設備、下水道接続工事、門、コンクリートブロック塀、側溝、フェンス、緑化設備(植栽工事)、外灯、看板、物置、自転車置場 等
機械及び装置	太陽光発電設備(屋根材一体型ソーラーパネルを除く) 等 <u>☆ 7ページの「再生可能エネルギー事業に係る償却資産について」をご確認ください。</u>
工具・器具及び備品	監視カメラ、ルームエアコン(取り外し可能なものの)、宅配ボックス、料金精算機、ロック板 等 ※ 家具付き賃貸アパートは、その家具も申告対象となります。

法人税及び所得税の確定申告において、新築工事にかかった経費をひとまとめに「〇〇工事一式」等の名称で減価償却をされている場合は、これらの経費のうち、家屋の課税対象となる建物本体部分を除き、償却資産の申告対象となる資産を抜粋して申告する必要があります。

なお、償却資産の申告の際には、工事見積書や工事内訳書から、申告対象となる資産の名称・数量・取得年月・取得価額・耐用年数等を抽出してください。

(6) 再生可能エネルギー事業に係る償却資産について

遊休地又は家屋の屋根等に太陽光発電設備を設置した場合、設置者、設置理由及び設置状況によって償却資産の申告の対象となる場合があります。

また、償却資産の申告の対象となった太陽光発電設備について、再生可能エネルギー発電設備に係る特例(地方税法附則第15条第25項に該当する特例)を適用する際は、大和町役場ホームページより、「固定資産税(償却資産)課税標準の特例適用申請書」を印刷いただき、必要事項をご記入の上、償却資産申告書及び再生可能エネルギー事業者支援事業補助金交付決定通知書の写しとともに、毎年提出が必要となります。

<太陽光発電設備の設置者と設置理由>

設置者	設置理由	償却資産の申告の有無
法人	法人の事業に用いるために設置したもの	申告必要
個人(個人事業主)	アパート、店舗、農業等の事業を営んでおり、その事業に用いるために設置したもの	申告必要
個人(住宅用)	発電出力が10KW以上で、経済産業省の認定を受けた太陽光発電設備を家屋又は土地等に設置及び発電量の全量又は余剰を売電するために設置したもの	申告必要
	発電出力が10KW未満又は上記に含まれない理由で設置したもの	申告不要

※設置者が法人又は個人(個人事業主)の場合は、売電の有無に関わらず、事業の用に供しているものであれば、償却資産の申告の対象となります。

※個人の方が太陽光発電設備をリース契約されている場合は、原則その資産の貸主(リース会社等)が申告することとなっておりますが、契約内容によっては借主が申告することができますので、初めて申告を行う際や契約内容の変更があった際は、貸主にご確認願います。

<太陽光発電設備の設置状況>

設置状況	太陽光パネル	架台ユニット	接続ユニット	パワーコンディショナー	表示ユニット	電力計等
家屋に一体の建材(屋根材等)として設置	家屋	家屋	償却	償却	償却	償却
架台に載せて屋根に設置	償却	償却	償却	償却	償却	償却
家屋以外の場所(地上や屋根の要件を満たしていない構築物等)	償却	償却	償却	償却	償却	償却

※上の表で「償却」と表示されている設備につきましては、償却資産の申告が必要です。

※設置状況が家屋の屋根材と一体となっている太陽光発電設備(太陽光パネル、架台ユニット)につきましては、償却資産ではなく、家屋での評価となります。

※耐用年数は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令別表第2「電気事業用設備」の「主として金属製のもの」の17年が適用されます。

(7) 法人税及び所得税(国税)との比較

法人税及び所得税(国税)と固定資産税の取扱いの違いは次のとおりです。

税目 項目	国税 (法人税及び所得税)の取扱い	固定資産税 (償却資産)の取扱い
償却計算の基準日	事業年度	暦年(賦課期日制度) *1
減価償却の方法	<p>【平成19年3月31日以前に取得】 旧定率法、旧定額法等の選択制度(建物についてでは旧定額法)</p> <p>【平成19年4月1日以後に取得】 定率法、定額法の選択制度(建物並びに平成28年4月1日以後に取得した構築物及び建物附属設備については定額法)</p>	<p>一般の資産は定額法を適用(固定資産評価基準に定められた減価率を用いる)</p> <p>*法人税法等の旧定率法で用いる減価率と同率</p>
前年中の新規取得資産	月割償却	半年償却(1/2)
評価額の最低限度 (償却可能限度額)	備忘価額(1円)まで	取得価額の100分の5 *2
短縮耐用年数	認められます。	認められます。 *3
増加償却	認められます。	認められます。 *3
圧縮記帳の制度	認められます。	認められません。 *4
特別償却・割増償却	認められます。	認められません。 *5
改良費 (資本的支出)	原則区分評価	区分評価(改良を加えられた資産と改良費を区分して評価)
少額の減価償却資産 (使用可能期間が1年未満又は取得価額が10万円未満の資産)	損金算入可能	<p>損金算入したものは申告対象外</p> <p>*本来の耐用年数を用いて減価償却した場合は課税対象となるため申告が必要(法人のみ)</p>
3年間一括償却資産 (取得価額が20万円未満の減価償却資産)	3年間で損金算入可能	<p>損金算入したものは申告対象外</p> <p>*本来の耐用年数を用いて減価償却した場合は課税対象となるため申告が必要</p>
特別償却(即時償却)資産 (中小企業者等が租税特別措置法を適用して取得した30万円未満の減価償却資産)	損金算入可能	課税対象となるため申告が必要

*1 固定資産(土地、家屋、償却資産)は、毎年1月1日を基準に計算します。

*2 傷却資産は、取得価額の5%が評価額の最低限度額となります。

*3 短縮耐用年数の適用及び増加償却の適用がされた資産がある場合は、10ページの「提出いただく書類」をご確認ください。

*4 圧縮記帳を行った場合は、圧縮前の取得価額を申告してください。

*5 租税措置特別法で取得価額の全額を即時償却した場合においても、傷却資産では取得価額の全額を申告対象とします。

II 償却資産の申告について

償却資産は土地・家屋のように登記制度がなく、所有者や資産状況の把握が困難であることから、**地方税法第383条において、法人や個人で事業を行っている方は、毎年1月1日現在に所有している資産状況をその資産の所在地にあたる市町村長に1月31日(その日が土日祝日の場合は翌開庁日)までに申告するよう定められています。**

(1) 申告していただく方

毎年1月1日現在、大和町内において工場や商店の経営、駐車場やアパートの貸付等の事業を営んでいる法人又は個人の方です。

(2) 申告の対象となる資産

令和8年1月1日現在において、事業の用に供することができる資産です。

なお、次に掲げる資産も申告の対象となりますので、ご注意ください。

- ① 建設仮勘定で経理されている資産
- ② 決算期以後1月1日までに取得し、まだ固定資産税勘定に計上されていない資産
- ③ 償却済資産(耐用年数が経過した資産)
- ④ 簿外資産(会社の帳簿に記載されていない資産)
- ⑤ 遊休資産(一時的に稼働を休止しているが、いつでも稼働できる状態にある資産)
- ⑥ 未稼働資産(未だ稼働していないが、いつでも稼働できる状態にある資産)
- ⑦ 借用資産(リース契約を行っている資産)
- ⑧ 租税特別措置法の規定を適用し、特別償却(即時償却)をしている資産

(3) 申告の対象とならない資産

次に掲げる資産は申告の対象にはなりません。

- ① 自動車税の種別割の課税客体である自動車ならびに軽自動車税の種別割の課税客体である車両
- ② ソフトウェア、営業権、商標権、特許権等の無形固定資産
- ③ 創立費、開業費、開発費等の繰延資産
- ④ 商品、貯蔵品等の棚卸資産
- ⑤ 馬、牛、果樹その他の生物(観賞用又は興行用のものを除く)
- ⑥ 美術品(減価償却対象のものを除く)
- ⑦ 耐用年数が1年未満又は取得価額が10万円未満の償却資産で、税務会計上固定資産として計上しないもの
(法人で固定資産に計上した場合を除く)
- ⑧ 取得価額が20万円未満の償却資産で、税務会計上3年間で一括償却しているもの
- ⑨ 平成20年4月1日以降に締結されたリース契約のうち、法人税法第64条の2第1項又は所得税法第67条の2第1項に規定するリース資産で、所有者が取得した際の取得価額が20万円未満のもの

(4) 申告の方法

税務課窓口や郵送(一般方式)での提出のほか、電子申告(電算処理方式)により提出することができます。

電子申告をご利用の方は、11ページの「電子申告(eLTAX)を利用する方へ」、19ページの「電子申告による申告書等の作成について」もご確認ください。

(5) 提出していただく書類

A 必ず提出していただくもの

- ① 償却資産申告書 … 16ページの記入例を参考に作成してください。
- ② 種類別明細書 … 17ページ、18ページの記入例を参考に作成してください。

B 次の①～③に該当する資産がある場合に提出していただくもの(添付書類)

- ① 短縮耐用年数を適用した場合 … 国税局長の承認通知書の写し
- ② 増加償却をされた場合 … 税務署長への届出書の写し
- ③ 課税標準の特例の適用となる資産を所有している場合 … 21ページをご参照ください。

C 番号法に定める本人確認の資料

償却資産申告書には、個人番号(マイナンバー)又は法人番号の記載が必要です。

また、個人番号(マイナンバー)を記載いただいた申告書を提出する際は、「行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」に基づき、本人確認を実施しますので、ご協力願います。

本人(所有者)が申告書を提出する場合		代理人が申告書を提出する場合	
確認項目	確認資料	確認項目	確認資料
番号確認資料 次のうち1点	<input type="radio"/> マイナンバーカード(裏面) <input type="radio"/> 住民票の写し(個人番号付き) <input type="radio"/> 通知カード	本人の 番号確認資料 次のうち1点	<input type="radio"/> 本人のマイナンバーカード(両面) <input type="radio"/> 本人の住民票の写し(個人番号付き) <input type="radio"/> 本人の通知カード
		代理人の 番号確認資料 次のうち1点	<input type="radio"/> 代理人のマイナンバーカード(表面) <input type="radio"/> 代理人の運転免許証 <input type="radio"/> 代理人のパスポート <input type="radio"/> 税理士証票
身元確認資料 次のうち1点	<input type="radio"/> マイナンバーカード(表面) <input type="radio"/> 運転免許証 <input type="radio"/> パスポート	代理権の 確認資料 次のうち1点	<input type="radio"/> 委任状 <input type="radio"/> 税理代理権限証書

※いずれの番号確認及び身元確認資料も、住所等の項目が最新の情報のものをご提示ください。

※通知カードにつきましては、記載事項が住民票の記載事項と一致している場合は、番号確認資料としてご利用いただけます。

※郵送又は電子申告で提出する際は、必要な本人確認の資料の写し(コピー)を申告書に添付してください。

※法人番号を記載した申告書を提出する際は、本人確認資料の添付は不要です。

(6) 申告する内容

1月1日現在、大和町内に所有している償却資産について、その資産の種類、名称、数量、取得年月、取得価額、耐用年数及び価格決定に必要な書類等を申告してください。

※休業・廃業・解散・事務所の移転・所有者の名称変更等がある場合は、「償却資産申告書」の備考欄にその旨を記入してください。

※前年度から償却資産の増減がない場合、大和町内で事業を行っているが該当する償却資産がない場合、償却資産の課税標準額の合計が150万円未満(免税点未満)の場合でも、申告が必要です。

(7) 申告書等の提出期限

令和8年2月2日(月)です。

提出期限間近になりますと窓口が混雑しますので、早めに持参いただか、郵送又は電子申告により提出いただきますようご協力をお願いします。

なお、申告漏れや申告内容の修正等が判明した場合は、隨時申告を行ってください。

(8) 申告書等の提出先及び問合せ先

提出先：大和町役場 税務課 固定資産税係

〒981-3680 宮城県黒川郡大和町吉岡まほろば一丁目1番地の1

問合せ先：TEL 022-345-1116(直通) / FAX 022-341-8801(受付時間内)

受付時間：8時30分から17時15分まで(年末年始及び土日祝日を除く)

※杜の丘出張所の窓口でも申告書の提出を受付しております。

ただし、償却資産に関するお問合せやご相談は、受け付けておりませんので、上記係にお願いします。

※申告書等を郵送で提出される方で、申告書の控え(受付印を押印済みのもの)を希望される場合は、あて先の記入及び切手を貼付した返信用封筒を同封してください。

※申告書等を郵送で提出する場合に、あて先として使用いただけるラベルを最終面に印刷していますので、切り取ってご利用ください。

(9) 電子申告(eLTAX)をご利用される方へ

地方共同機構が運営するeLTAX(地方税ポータブルシステム)で、償却資産の申告を行うことができます。

ご利用の手順に関しては、下記のURLを検索していただき、画面の指示に従ってご対応ください。

eLTAXホームページ：<https://www.eltax.lta.go.jp>

※ご利用に際して不明な点等がある場合は、eLTAXヘルプデスクに問合せを行う前に、eLTAXホームページの「よくあるご質問」や「マニュアルコーナー」をご覧ください。

(10) リース資産について

リース資産は、原則その資産の所有者(リース会社等)が申告することとなります、リース契約の内容によって取扱いが変わります。

なお、平成20年4月1日以降に締結されたリース契約のうち、法人税法第64条の2第1項又は所得税法第67条の2第1項に規定するリース資産で、当該リース資産の貸主(所有者)が、当該リース資産を取得した際ににおける取得価額が20万円未満の資産については、償却資産の申告の必要はありません。

リース契約の内容	資産を借りている方	資産を貸している方
通常の賃貸契約によるリース資産 (期間満了と同時に資産が回収されるような場合)	償却資産の申告不要	償却資産の申告必要
実際の売買にあたるようなリース資産 (所有権留保付割賦販売等、期間満了後に資産が使用者の所有物になるような契約を行っている場合)	償却資産の申告必要	償却資産の申告不要

(11) 未申告及び虚偽の申告をされた方

正当な事由がなく償却資産の申告をしなかった場合は、地方税法第386条及び大和町税条例第75条の規定により、過料を科せられことがあります。

また、虚偽の申告をされた場合には、地方税法第385条の規定により、懲役又は罰金を科されることがありますので、ご注意ください。

(12) 申告内容の調査のお願い

申告の受理後、償却資産の申告内容が適正であるかを確認するために、地方税法第353条及び第408条の規定に基づいて、電話での問合せや資料提供の依頼、実地調査を行っておりますので、ご協力をお願いします。

上記の調査に伴い、資産の申告漏れ等が判明した場合は、申告内容の修正(修正申告)をお願いすることがありますので、ご了承ください。

(13) 修正申告について

資産の申告漏れや取得価額の誤り等が判明した場合は、地方税法第17条の5第5項の規定により、本年度を含む過去5年度分の申告内容の修正(修正申告)を行っていただく必要があります。

修正申告によって、過年度分の税額が追加課税又は還付となった場合は、税務課より税額変更通知書及び関係書類の発送をしますので、ご対応願います。

なお、過年度分の追加課税においては、通常の期別に分けた納付とは異なり、税額変更通知書と共に同封された納付書で一括納付となります。

III 償却資産の評価額等の算出方法

(1) 評価額の算出方法

償却資産の評価額は、資産の取得年月、取得価額及び耐用年数に基づいて、申告いただいた資産1件ごとに1月1日現在の評価額を算出します。

A 前年中に取得したもの

$$\text{取得価額} \times \text{前年中取得のものの減価残存率} = \text{評価額}$$

B 前年前に取得したもの

$$\text{前年度の評価額} \times \text{前年前取得のものの減価残存率} = \text{評価額}$$

※毎年上記の方法により計算を行い、評価額が取得価額の5%になるまで償却します。

※算出した評価額が取得価額の5%を下回る場合は、取得価額の5%がその資産の評価額となります。

※1月1日に取得した資産は、その前年の12月を取得年月とします。

※初年度の評価額は、取得月にかかわらず、半年分の減価があったものとして算出します。

<減価残存率表>

耐 用 年 数	耐用年数に 応する 減価率		減価残存率		耐用 年 数	耐用年数に 応する 減価率		減価残存率		耐用 年 数	耐用年数に 応する 減価率
	前年中 取得のもの	前年前 取得のもの	前年中 取得のもの	前年前 取得のもの		前年中 取得のもの	前年前 取得のもの	前年中 取得のもの	前年前 取得のもの		前年中 取得のもの
	r	(1-r/2)	(1-r)	r	(1-r/2)	(1-r)	r	(1-r/2)	(1-r)		r
2	0.684	0.658	0.316	18	0.120	0.940	0.880	34	0.066	0.967	0.934
3	0.536	0.732	0.464	19	0.114	0.943	0.886	35	0.064	0.968	0.936
4	0.438	0.781	0.562	20	0.109	0.945	0.891	36	0.062	0.969	0.938
5	0.369	0.815	0.631	21	0.104	0.948	0.896	37	0.060	0.970	0.940
6	0.319	0.840	0.681	22	0.099	0.950	0.901	38	0.059	0.970	0.941
7	0.280	0.860	0.720	23	0.095	0.952	0.905	39	0.057	0.971	0.943
8	0.250	0.875	0.750	24	0.092	0.954	0.908	40	0.056	0.972	0.944
9	0.226	0.887	0.774	25	0.088	0.956	0.912	41	0.055	0.972	0.945
10	0.206	0.897	0.794	26	0.085	0.957	0.915	42	0.053	0.973	0.947
11	0.189	0.905	0.811	27	0.082	0.959	0.918	43	0.052	0.974	0.948
12	0.175	0.912	0.825	28	0.079	0.960	0.921	44	0.051	0.974	0.949
13	0.162	0.919	0.838	29	0.076	0.962	0.924	45	0.050	0.975	0.950
14	0.152	0.924	0.848	30	0.074	0.963	0.926	46	0.049	0.975	0.951
15	0.142	0.929	0.858	31	0.072	0.964	0.928	47	0.048	0.976	0.952
16	0.134	0.933	0.866	32	0.069	0.965	0.931	48	0.047	0.976	0.953
17	0.127	0.936	0.873	33	0.067	0.966	0.933	49	0.046	0.977	0.954

(2) 課税標準額の算出方法

申告いただいた各資産の評価額を合算した額(1,000円未満切り捨て)が、課税標準額となります。

課税標準の特例の適用を受ける場合は、当該資産の評価額にそれぞれ特例率を乗じた額で課税標準額を算出します。

(3) 税額の算出方法

課税標準額に基づき、償却資産の税額を算出します。

償却資産の課税標準額が150万円未満の場合は課税されませんが、所有者や資産状況の把握及び市町村の固定資産税の計算に必要となりますので、償却資産の申告は必要です。

$$\text{課税標準額 (1,000円未満切り捨て)} \times \text{税率 (1.4\%)} = \text{税額 (100円未満切り捨て)}$$

<計算例>

資産の名称	取得年月	取得価額	耐用年数	評価額
舗装路面	令和6年5月	3,000,000円	15年	<p>【令和7年度評価額】 3,000,000円 (取得価額) × 0.929 (前年中取得の減価償却率) = 2,787,000円 (令和7年度評価額)</p> <p>【令和8年度評価額】 2,787,000円 (前年度の評価額) × 0.858 (前年前取得の減価償却率) = 2,391,246円 (令和8年度評価額)</p>
ルームエアコン	令和7年4月	200,000円	6年	<p>200,000円 (取得価額) × 0.840 (前年中取得の減価償却率) = 168,000円 (令和8年度評価額)</p>



評価額の合計 = 課税標準額 (1,000円未満切り捨て)

$$2,391,246円 + 168,000円 = 2,559,246円 \Rightarrow 2,559,000円 (1,000円未満切り捨て)$$



課税標準額 (1,000円未満切り捨て) × 税率 (1.4%) = 税額 (100円未満切り捨て)

$$2,559,000円 × 0.014 (税率 1.4\%) = 35,826円 \Rightarrow 35,800円 (100円未満切り捨て)$$



計算例による令和8年度の償却資産の税額は、35,800円となります。

IV 申告書等の作成について

(1) 作成時の注意事項

- ・ 消えるペンや鉛筆で記入したものを持たないでください。
- ・ 大和町内に2か所以上の事業所がある場合は、主たる事務所でまとめて申告してください。
- ・ 大和町にある資産のみ申告してください。(大和町外にある資産の申告は必要ありません。)

(2) 作成していただく書類

次の注意事項に従って作成してください。

書類名	注意事項
償却資産申告書	<p>【一般方式】</p> <ul style="list-style-type: none">・ 16ページの「償却資産申告書の記入例」を参考に作成してください。・ 住所、氏名、取得価額(前年中に取得したもの)等に印字がされている方で、印字している内容に変更がある場合は、抹消線を引き、余白に正しい内容をご記入ください。 <p>【電算処理方式】</p> <ul style="list-style-type: none">・ 19ページの「電子申告による申請書等の作成について」をご確認ください。
種類別明細書 (増加資産・全資産用)	<p>【一般方式】</p> <ul style="list-style-type: none">・ 17ページの「種類別明細書(増加資産・全資産用)の記入例」を参考に作成してください。・ 大和町に初めて申告される方は、令和8年1月1日現在に所有している全ての資産を記入ください。・ 前年度までに大和町に申告を行っている方は、令和7年1月2日から令和8年1月1日まで取得した資産をご記入ください。・ 前年前に取得したが、申告対象年度に申告を行っていない未申告の資産がある場合は、その当該資産もご記入願います。・ 「課税標準額」欄について、一般方式で申告される場合は記入不要となっておりますが、課税標準の特例等の適用がある場合は、特例適用後の課税標準額をご記入願います。 <p>【電算処理方式】</p> <ul style="list-style-type: none">・ 19ページの「電子申告による申請書等の作成について」をご確認ください。
種類別明細書 (減少資産用)	<p>【一般方式】</p> <ul style="list-style-type: none">・ 18ページの「種類別明細書(減少資産用)の記入例」を参考に作成してください。・ 前年度までに大和町に申告を行っている方は、令和7年1月2日から令和8年1月1日までに減少した資産をご記入ください。・ 前年前に減少したが、申告対象年度に申告を行っていない未申告の資産がある場合は、その当該資産もご記入願います。 <p>【電算処理方式】</p> <ul style="list-style-type: none">・ 19ページの「電子申告による申請書等の作成について」をご確認ください。

(3) 償却資産申告書の記入例

① 申告書提出日又は申告書記入日を記入してください。	② 住所(又は納税通知書送付先)及び電話番号を記入してください。	③ 共有で資産をお持ちの方は、備考欄に共有者の氏名又は法人名、住所又は所在地を記入してください。	④ 個人の場合は12桁のマイナンバー(個人番号)を、法人の場合は13桁の法人番号を右詰めで記入してください。 ※印字がされている場合もございます。	⑤ 事業の内容を具体的に記入してください。また、法人の場合、資本金又は出資金の額も記入してください。	⑥ 個人の方は事業を開始した年月、法人の場合は設立年月を記入してください。	⑦ この申告書の内容についての問合せ先となる担当の部署、氏名、電話番号を記入してください。	⑧ この申告に税理士等が関わっている場合は、税理士等の氏名及び電話番号を記入してください。	⑨ 国税での申告状況で、該当する方を○で囲んでください。	⑩ 資産の所在地を記入してください。 また、2以上のお所在地がある場合は、その主となる場所の番号を○で囲んでください。	⑪ 借用資産(リース資産)の有無について該当する方を○で囲んでください。	⑫ 借用資産(リース資産)の有無について該当する方を○で囲んでください。	⑬ 借用資産がある場合は、その資産の名称、貸主の名称等を記入し、リース契約書の写しを添付してください。	⑭ 該当する方を○で囲んでください。	⑮ 該当する番号及び事項について○で囲んでください。 な場合は、備考欄の余白又は別用紙(任意表式)に記入してください。 (a) 住所、氏名又は資産の所在地に変更があった場合は、変更事由(変更月日・旧住所・氏名・新しい所在地の名称等)の参考事項。 (b) 合併があった場合は、合併日(合併法人名等)の参考事項。 (c) 課税標準の特例や減免対象の資産を所有している場合は、届出書(添付書類についての名前)。
<p>受付印</p> <p>① 令和 8 年度 大和町長殿</p> <p>償却資産申告書(償却資産課税台帳)</p> <p>981-3680 宮城県黒川郡大和町吉岡ほらばー丁目1番地の1 022-XXX-XXXX</p> <p>株式会社 タイワチカフーズ 代表取締役 大和 太郎 (解号)</p> <p>3 個人番号(4) 00000000000000 4 事業種目(5) 食品その他製造業 (資本金等) 5 事業期間(6) 平成20年 7月 (平成20年7月1日～平成20年8月31日) 6 連絡先(7) 大和花子 電話 090-XXXX-XXXX 7 連絡先(8) 吉岡二郎 電話 022-XXX-XXXX 8 初施用年(9) 40(0/0/0) 9 増加当初の枚数 10 事業概要(11) 有 11 事業規模(12) 有 12 特別償却算出書(13) 有 13 株券会計上の償却額 14 各 他 申 15 本市区町村内 における新規事業者登録 登録済みの新規事業者登録 登録済みの新規事業者登録 16 借用資産 17 備考(添付書類等) 18 備考(添付書類等) 19 備考(添付書類等) 20 備考(添付書類等) 21 備考(添付書類等) 22 備考(添付書類等) 23 備考(添付書類等) 24 備考(添付書類等) 25 備考(添付書類等) 26 備考(添付書類等) 27 備考(添付書類等) 28 備考(添付書類等) 29 備考(添付書類等) 30 備考(添付書類等) 31 備考(添付書類等) 32 備考(添付書類等) 33 備考(添付書類等) 34 備考(添付書類等) 35 備考(添付書類等) 36 備考(添付書類等) 37 備考(添付書類等) 38 備考(添付書類等) 39 備考(添付書類等) 40 備考(添付書類等) 41 備考(添付書類等) 42 備考(添付書類等) 43 備考(添付書類等) 44 備考(添付書類等) 45 備考(添付書類等) 46 備考(添付書類等) 47 備考(添付書類等) 48 備考(添付書類等) 49 備考(添付書類等) 50 備考(添付書類等) 51 備考(添付書類等) 52 備考(添付書類等) 53 備考(添付書類等) 54 備考(添付書類等) 55 備考(添付書類等) 56 備考(添付書類等) 57 備考(添付書類等) 58 備考(添付書類等) 59 備考(添付書類等) 60 備考(添付書類等) 61 備考(添付書類等) 62 備考(添付書類等) 63 備考(添付書類等) 64 備考(添付書類等) 65 備考(添付書類等) 66 備考(添付書類等) 67 備考(添付書類等) 68 備考(添付書類等) 69 備考(添付書類等) 70 備考(添付書類等) 71 備考(添付書類等) 72 備考(添付書類等) 73 備考(添付書類等) 74 備考(添付書類等) 75 備考(添付書類等) 76 備考(添付書類等) 77 備考(添付書類等) 78 備考(添付書類等) 79 備考(添付書類等) 80 備考(添付書類等) 81 備考(添付書類等) 82 備考(添付書類等) 83 備考(添付書類等) 84 備考(添付書類等) 85 備考(添付書類等) 86 備考(添付書類等) 87 備考(添付書類等) 88 備考(添付書類等) 89 備考(添付書類等) 90 備考(添付書類等) 91 備考(添付書類等) 92 備考(添付書類等) 93 備考(添付書類等) 94 備考(添付書類等) 95 備考(添付書類等) 96 備考(添付書類等) 97 備考(添付書類等) 98 備考(添付書類等) 99 備考(添付書類等) 100 備考(添付書類等) 101 備考(添付書類等) 102 備考(添付書類等) 103 備考(添付書類等) 104 備考(添付書類等) 105 備考(添付書類等) 106 備考(添付書類等) 107 備考(添付書類等) 108 備考(添付書類等) 109 備考(添付書類等) 110 備考(添付書類等) 111 備考(添付書類等) 112 備考(添付書類等) 113 備考(添付書類等) 114 備考(添付書類等) 115 備考(添付書類等) 116 備考(添付書類等) 117 備考(添付書類等) 118 備考(添付書類等) 119 備考(添付書類等) 120 備考(添付書類等) 121 備考(添付書類等) 122 備考(添付書類等) 123 備考(添付書類等) 124 備考(添付書類等) 125 備考(添付書類等) 126 備考(添付書類等) 127 備考(添付書類等) 128 備考(添付書類等) 129 備考(添付書類等) 130 備考(添付書類等) 131 備考(添付書類等) 132 備考(添付書類等) 133 備考(添付書類等) 134 備考(添付書類等) 135 備考(添付書類等) 136 備考(添付書類等) 137 備考(添付書類等) 138 備考(添付書類等) 139 備考(添付書類等) 140 備考(添付書類等) 141 備考(添付書類等) 142 備考(添付書類等) 143 備考(添付書類等) 144 備考(添付書類等) 145 備考(添付書類等) 146 備考(添付書類等) 147 備考(添付書類等) 148 備考(添付書類等) 149 備考(添付書類等) 150 備考(添付書類等) 151 備考(添付書類等) 152 備考(添付書類等) 153 備考(添付書類等) 154 備考(添付書類等) 155 備考(添付書類等) 156 備考(添付書類等) 157 備考(添付書類等) 158 備考(添付書類等) 159 備考(添付書類等) 160 備考(添付書類等) 161 備考(添付書類等) 162 備考(添付書類等) 163 備考(添付書類等) 164 備考(添付書類等) 165 備考(添付書類等) 166 備考(添付書類等) 167 備考(添付書類等) 168 備考(添付書類等) 169 備考(添付書類等) 170 備考(添付書類等) 171 備考(添付書類等) 172 備考(添付書類等) 173 備考(添付書類等) 174 備考(添付書類等) 175 備考(添付書類等) 176 備考(添付書類等) 177 備考(添付書類等) 178 備考(添付書類等) 179 備考(添付書類等) 180 備考(添付書類等) 181 備考(添付書類等) 182 備考(添付書類等) 183 備考(添付書類等) 184 備考(添付書類等) 185 備考(添付書類等) 186 備考(添付書類等) 187 備考(添付書類等) 188 備考(添付書類等) 189 備考(添付書類等) 190 備考(添付書類等) 191 備考(添付書類等) 192 備考(添付書類等) 193 備考(添付書類等) 194 備考(添付書類等) 195 備考(添付書類等) 196 備考(添付書類等) 197 備考(添付書類等) 198 備考(添付書類等) 199 備考(添付書類等) 200 備考(添付書類等) 201 備考(添付書類等) 202 備考(添付書類等) 203 備考(添付書類等) 204 備考(添付書類等) 205 備考(添付書類等) 206 備考(添付書類等) 207 備考(添付書類等) 208 備考(添付書類等) 209 備考(添付書類等) 210 備考(添付書類等) 211 備考(添付書類等) 212 備考(添付書類等) 213 備考(添付書類等) 214 備考(添付書類等) 215 備考(添付書類等) 216 備考(添付書類等) 217 備考(添付書類等) 218 備考(添付書類等) 219 備考(添付書類等) 220 備考(添付書類等) 221 備考(添付書類等) 222 備考(添付書類等) 223 備考(添付書類等) 224 備考(添付書類等) 225 備考(添付書類等) 226 備考(添付書類等) 227 備考(添付書類等) 228 備考(添付書類等) 229 備考(添付書類等) 230 備考(添付書類等) 231 備考(添付書類等) 232 備考(添付書類等) 233 備考(添付書類等) 234 備考(添付書類等) 235 備考(添付書類等) 236 備考(添付書類等) 237 備考(添付書類等) 238 備考(添付書類等) 239 備考(添付書類等) 240 備考(添付書類等) 241 備考(添付書類等) 242 備考(添付書類等) 243 備考(添付書類等) 244 備考(添付書類等) 245 備考(添付書類等) 246 備考(添付書類等) 247 備考(添付書類等) 248 備考(添付書類等) 249 備考(添付書類等) 250 備考(添付書類等) 251 備考(添付書類等) 252 備考(添付書類等) 253 備考(添付書類等) 254 備考(添付書類等) 255 備考(添付書類等) 256 備考(添付書類等) 257 備考(添付書類等) 258 備考(添付書類等) 259 備考(添付書類等) 260 備考(添付書類等) 261 備考(添付書類等) 262 備考(添付書類等) 263 備考(添付書類等) 264 備考(添付書類等) 265 備考(添付書類等) 266 備考(添付書類等) 267 備考(添付書類等) 268 備考(添付書類等) 269 備考(添付書類等) 270 備考(添付書類等) 271 備考(添付書類等) 272 備考(添付書類等) 273 備考(添付書類等) 274 備考(添付書類等) 275 備考(添付書類等) 276 備考(添付書類等) 277 備考(添付書類等) 278 備考(添付書類等) 279 備考(添付書類等) 280 備考(添付書類等) 281 備考(添付書類等) 282 備考(添付書類等) 283 備考(添付書類等) 284 備考(添付書類等) 285 備考(添付書類等) 286 備考(添付書類等) 287 備考(添付書類等) 288 備考(添付書類等) 289 備考(添付書類等) 290 備考(添付書類等) 291 備考(添付書類等) 292 備考(添付書類等) 293 備考(添付書類等) 294 備考(添付書類等) 295 備考(添付書類等) 296 備考(添付書類等) 297 備考(添付書類等) 298 備考(添付書類等) 299 備考(添付書類等) 300 備考(添付書類等) 301 備考(添付書類等) 302 備考(添付書類等) 303 備考(添付書類等) 304 備考(添付書類等) 305 備考(添付書類等) 306 備考(添付書類等) 307 備考(添付書類等) 308 備考(添付書類等) 309 備考(添付書類等) 310 備考(添付書類等) 311 備考(添付書類等) 312 備考(添付書類等) 313 備考(添付書類等) 314 備考(添付書類等) 315 備考(添付書類等) 316 備考(添付書類等) 317 備考(添付書類等) 318 備考(添付書類等) 319 備考(添付書類等) 320 備考(添付書類等) 321 備考(添付書類等) 322 備考(添付書類等) 323 備考(添付書類等) 324 備考(添付書類等) 325 備考(添付書類等) 326 備考(添付書類等) 327 備考(添付書類等) 328 備考(添付書類等) 329 備考(添付書類等) 330 備考(添付書類等) 331 備考(添付書類等) 332 備考(添付書類等) 333 備考(添付書類等) 334 備考(添付書類等) 335 備考(添付書類等) 336 備考(添付書類等) 337 備考(添付書類等) 338 備考(添付書類等) 339 備考(添付書類等) 340 備考(添付書類等) 341 備考(添付書類等) 342 備考(添付書類等) 343 備考(添付書類等) 344 備考(添付書類等) 345 備考(添付書類等) 346 備考(添付書類等) 347 備考(添付書類等) 348 備考(添付書類等) 349 備考(添付書類等) 350 備考(添付書類等) 351 備考(添付書類等) 352 備考(添付書類等) 353 備考(添付書類等) 354 備考(添付書類等) 355 備考(添付書類等) 356 備考(添付書類等) 357 備考(添付書類等) 358 備考(添付書類等) 359 備考(添付書類等) 360 備考(添付書類等) 361 備考(添付書類等) 362 備考(添付書類等) 363 備考(添付書類等) 364 備考(添付書類等) 365 備考(添付書類等) 366 備考(添付書類等) 367 備考(添付書類等) 368 備考(添付書類等) 369 備考(添付書類等) 370 備考(添付書類等) 371 備考(添付書類等) 372 備考(添付書類等) 373 備考(添付書類等) 374 備考(添付書類等) 375 備考(添付書類等) 376 備考(添付書類等) 377 備考(添付書類等) 378 備考(添付書類等) 379 備考(添付書類等) 380 備考(添付書類等) 381 備考(添付書類等) 382 備考(添付書類等) 383 備考(添付書類等) 384 備考(添付書類等) 385 備考(添付書類等) 386 備考(添付書類等) 387 備考(添付書類等) 388 備考(添付書類等) 389 備考(添付書類等) 390 備考(添付書類等) 391 備考(添付書類等) 392 備考(添付書類等) 393 備考(添付書類等) 394 備考(添付書類等) 395 備考(添付書類等) 396 備考(添付書類等) 397 備考(添付書類等) 398 備考(添付書類等) 399 備考(添付書類等) 400 備考(添付書類等) 401 備考(添付書類等) 402 備考(添付書類等) 403 備考(添付書類等) 404 備考(添付書類等) 405 備考(添付書類等) 406 備考(添付書類等) 407 備考(添付書類等) 408 備考(添付書類等) 409 備考(添付書類等) 410 備考(添付書類等) 411 備考(添付書類等) 412 備考(添付書類等) 413 備考(添付書類等) 414 備考(添付書類等) 415 備考(添付書類等) 416 備考(添付書類等) 417 備考(添付書類等) 418 備考(添付書類等) 419 備考(添付書類等) 420 備考(添付書類等) 421 備考(添付書類等) 422 備考(添付書類等) 423 備考(添付書類等) 424 備考(添付書類等) 425 備考(添付書類等) 426 備考(添付書類等) 427 備考(添付書類等) 428 備考(添付書類等) 429 備考(添付書類等) 430 備考(添付書類等) 431 備考(添付書類等) 432 備考(添付書類等) 433 備考(添付書類等) 434 備考(添付書類等) 435 備考(添付書類等) 436 備考(添付書類等) 437 備考(添付書類等) 438 備考(添付書類等) 439 備考(添付書類等) 440 備考(添付書類等) 441 備考(添付書類等) 442 備考(添付書類等) 443 備考(添付書類等) 444 備考(添付書類等) 445 備考(添付書類等) 446 備考(添付書類等) 447 備考(添付書類等) 448 備考(添付書類等) 449 備考(添付書類等) 450 備考(添付書類等) 451 備考(添付書類等) 452 備考(添付書類等) 453 備考(添付書類等) 454 備考(添付書類等) 455 備考(添付書類等) 456 備考(添付書類等) 457 備考(添付書類等) 458 備考(添付書類等) 459 備考(添付書類等) 460 備考(添付書類等) 461 備考(添付書類等) 462 備考(添付書類等) 463 備考(添付書類等) 464 備考(添付書類等) 465 備考(添付書類等) 466 備考(添付書類等) 467 備考(添付書類等) 468 備考(添付書類等) 469 備考(添付書類等) 470 備考(添付書類等) 471 備考(添付書類等) 472 備考(添付書類等) 473 備考(添付書類等) 474 備考(添付書類等) 475 備考(添付書類等) 476 備考(添付書類等) 477 備考(添付書類等) 478 備考(添付書類等) 479 備考(添付書類等) 480 備考(添付書類等) 481 備考(添付書類等) 482 備考(添付書類等) 483 備考(添付書類等) 484 備考(添付書類等) 485 備考(添付書類等) 486 備考(添付書類等) 487 備考(添付書類等) 488 備考(添付書類等) 489 備考(添付書類等) 490 備考(添付書類等) 491 備考(添付書類等) 492 備考(添付書類等) 493 備考(添付書類等) 494 備考(添付書類等) 495 備考(添付書類等) 496 備考(添付書類等) 497 備考(添付書類等) 498 備考(添付書類等) 499 備考(添付書類等) 500 備考(添付書類等)</p>														

〔計(二)〕
(イ) - (ロ)+(イ)の計算式により算出した額を、資産の種類別に記入してください。
※前年前に申告漏れした資産(運用)への漏れも必要です。

〔計(三)〕
(イ) - (ロ)+(イ)の計算式により算出した額を、資産の種類別に記入してください。
※前年前に申告漏れした資産(運用)への漏れも必要です。

※前年前に申告漏れした資産(運用)への漏れも必要です。

※前年前に申告漏れした資産(運用)への漏れも必要です。

(4) 種類別明細書(増加資産・全資産用)の記入例

種類別明細書(増加資産・全資産用)									
資産コード	資産の名称等	数量	販売年月 購入年月	取得価額 千円	価値 千円	課税標準額 千円	税率 %	税額 千円	摘要
01 1	本社工場 敷地フェンス	1	15/7/3	25553200	100				資産を取得した事由について、次の該当する番号を○で囲んでください。
02 1	広告塔	1	15/7/2	4821000	100				1…新品取得 2…中古品取得 3…移動による受入れ 4…その他
03 2	小型アキュームコンベア	1	15/7/5	920000	80				※(その他)を選択した場合は、摘要欄に具体的な内容を記入してください。
04 2	缶詰洗浄機	1	15/3/6	6640600	80				
05 2	蓋取装置 FOC-330	1	15/7/3	600000	90				
06 2	フォーム洗浄機	1	15/7/2	360000	80				
07 2	ジャイロコンパクトアリーヤー	1	15/7/4	73205000	90				
08 2	汚水処理装置	1	15/7/5	1102300	90				
09 2	ジャンボ成型機	1	15/7/6	880000	90				
10 2	盛付コンベア	1	15/7/5	7632730	90				
11 6	乾熱滅菌機	1	15/2/9	243000	40				
12 6	電子レンジ	1	4/5/7/3	260000	60				
13 6	ルームエアコン	1	12/5/7/4	400000	60				
14 6	バスコン	3	3/5/7/5	470000	40				
15 6	コピーマシン	1	15/7/5	950000	50				
16 6	食器洗浄機	1	15/5/5	770000	60				
17									
18									
19									
20									
	小計							121809830	注意 「増加事由」の欄は、1新品取得、2中古品取得、3移動による受入れ、4その他のいずれかに○印を付けてください。
<所有者名> 債却資産申告書(償却資産課税台帳)の所有者氏名又は名称を記入ください。									
<所有者名> 債却資産申告書(償却資産課税台帳)の所有者氏名又は名称を記入ください。									
<取扱年月> 年号…令和であれば[1]、平成であれば[4]と記入ください。 年月…資産を取得した年月を記入ください。									
<耐用年数> 当該資産の耐用年数を記入ください。 ※耐用年数は、「減価償却資産の耐用年数等に関する省令に基づく									
<資産の種類> 資産に記入する数字は次のとおりです。 1…構築物 2…機会及び装置 3…船舶 4…航空機 5…車両及び運搬具 6…工具、器具及び備品									
<資産コード> 記入は不要です。 なお、資産を分けるためにつけた独自の番号がある場合等は、記入いただいでも差支えございません。									
<資産の名称等> 増加した資産、増加しているが申告が行われた資産の名称を記入ください。 【注1】 名称が同じものが複数の場合でも、同じ「#」とはせず、それぞれ記入ください。 【注2】 数字を超える場合は、名称の省略をお願いします。 【注3】 漢字、数字、ひらがな、カタカナ、アルファベット等を使い、左詰めで記入ください。									
<数量> 該当資産の数量を、「個」等の単位をつけて記入ください。									

(5) 種類別明細書(減少資産用)の記入例

V 電子申告による申告書等の作成について

(1) 作成時の注意事項

- ・ 大和町内に2か所以上の事業所がある場合は、主たる事務所でまとめて申告してください。
- ・ 大和町にある資産のみ申告してください。(大和町外にある資産の申告は必要ありません。)
- ・ 種類別明細書(増加資産・全資産用)には、令和8年1月1日現在に所有する全ての資産を記入してください。
- ・ 減少した資産がある場合は、種類別明細書(減少資産用)を作成して、申告書の添付書類として申告してください。
- ・ 資産状況が前年度と相違ない場合でも、申告書のほかに種類別明細書(増加資産・全資産用)の申告が必要です。

(2) 作成していただく書類

次の注意事項に従って作成してください。※20ページに続きます。

書類名	注意事項
償却資産申告書	<p>【電算処理方式】</p> <ul style="list-style-type: none">・ ⑯は、種類別明細書(増加資産・全資産用)の「価額(ハ)」欄で表記したものについて、資産の種類ごとに合計額を算出してご記入ください。・ ⑰は、「評価額(ホ)」欄と同じ額をご記入ください。・ ⑱は、種類別明細書(増加資産・全資産用)の「課税標準額」欄で表記したものについて、資産の種類ごとに合計額を算出してご記入ください。・ ⑲の「7 合計」欄は、1,000円未満を切り捨てた額を記入願います。・ 「件数」欄には、種類別明細書(増加資産・全資産用)に記載された資産について、資産の種類ごとに行数を集計したものをご記入ください。・ 上記以外の記入事項は、原則として16ページの「償却資産申告書の記入例」によります。

償却資産申告書の記入例

資産の種類	⑯ 評価額 (ホ)	※ ⑰ 決定価格 (ヘ)				※ ⑱ 課税標準額 (ト)			
		十億	百万	千	円	十億	百万	千	円
1 構築物	320 532 775	320	532	775		320	532	775	
2 機械及び装置	664 100 982	664	100	982		414	399	012	
3 船舶									
4 航空機									
5 車両及び運搬具	24 286 993	24	286	993		24	286	993	
6 工具、器具及び備品	700 952 500	700	952	500		700	952	500	
7 合計	1 709 873 250	1	709	873	250	1	460	171	000

書類名	注意事項
種類別明細書 (増加資産・全資産用)	<p>【電算処理方式】</p> <ul style="list-style-type: none"> Ⓐは、耐用年数に応ずる減価残存率をご記入ください。 Ⓑは、13ページの「(1) 評価額の算出方法」により算出した評価額をご記入ください。 Ⓒの「コード」欄は、記入不要です。課税標準の特例等を適用する資産については、「率」欄に特例率をご記入ください。(例) 3/4 の特例 → 304 、1/12の特例 → 112 Ⓓには、「価額(ハ)」欄の額をご記入ください。 <p>ただし、課税標準の特例等を適用する資産については、その当該資産の評価額に特例率を乗じて算出した額をご記入願います。</p> <p>上記以外の項目は、17ページの「種類別明細書(増加資産・全資産用)の記入例」によります。</p>

種類別明細書(増加資産・全資産用の記入例 (特例の適用なし)

Ⓐ減価残存率	Ⓑ価額(ハ)	※課税標準の特例率				Ⓓ課税標準額	
		率	コード	十億	百万	千	円
0.858	320 532 775					320	532 775

種類別明細書(増加資産・全資産用の記入例 (特例の適用あり)

Ⓐ減価残存率	Ⓑ価額(ハ)	※課税標準の特例率				Ⓓ課税標準額	
		率	コード	十億	百万	千	円
0.873	104 100 982	3.04		78	075	736	

書類名	注意事項
種類別明細書 (減少資産用)	<p>【電算処理方式】</p> <ul style="list-style-type: none"> 前年度までに大和町に申告を行っている方は、令和7年1月2日から令和8年1月1日までに減少した資産を表記した減少資産用の種類別明細書を作成し、申告書の添付書類として申告してください。 上記以外の項目は、18ページの「種類別明細書(減少資産用)の記入例」によります。

VI 課税標準の特例等について

(1) 課税標準の特例となる償却資産

地方税法349条の3、同法附則第15条等に定める一定の要件を備えた償却資産は、課税標準の特例が適用され、税負担の軽減が図られています。

該当する償却資産を所有されている方は、ホームページに掲載されている「固定資産税(償却資産)課税標準の特例適用申請書」と共に、特例に該当することを証明する書類の写しを毎年ご提出ください。

(2) 課税標準の特例の対象となる主な償却資産

適用条項	特例対象施設及び適用される資産	課税標準の軽減割合 (課税標準額に乗じる割合)	
地方税法 第349条の3	ガス事業用資産(第2項)	最初の5年間(3分の1) 次の5年間(3分の2)	
地方税法附則 第15条関係	ごみ処理施設(第2項第2号)	2分の1	
	一般廃棄物の最終処分場(第2項第3号)	3分の2	
	産業廃棄物処理施設(第2項第4号) ※県知事の許可証の写し、施設説明書及び設計図の写し等の添付 が必要です。	3分の1	
	太陽光発電設備(第25項第1号、第3号) ※再生可能エネルギー事業者支援事業補助金交付決定通知書の 写しの添付が必要です。	1000kW未満	最初の3年間 (3分の2)
		1000kW以上	最初の3年間 (4分の3)
	雨水貯留浸透施設(第40項)	最初の3年間(3分の1)	
	中小企業者等が取得した先端設備等(第43項)	賃上げ目標設 定なし	最初の3年間 (2分の1)
		賃上げ目標設 定あり	最初の5年間 (4分の1)

※上記以外にも特例の対象となる資産があります。詳しい内容につきましては、税務課までお問合せください。

※法令の改正に伴い、法令が新設・延長・廃止となる場合があります。

(3) 中小企業等経営強化法による先端設備等に係る課税標準の特例

中小企業等が町の認定を受けた先端設備等導入計画に基づき、新規に取得した一定の固定資産税(償却資産及び事業用家屋)の課税標準額につきまして、特例措置を講じております。

認定を受ける為の先端設備等導入計画の申請については、大和町役場商工観光課(TEL:022-345-1184)へお問合せください。

<特例を受けるための要件>

- ① 取得前に、先端設備等導入計画の認定を町から受けていること。
- ② 事業の用に供されたことのないものであること。
- ③ 認定経営革新等支援機関の確認を受けた投資計画に記載された投資の目的を達成するために必要不可欠な設備であること。

<特例に係る添付書類>

- ① 先端設備導入計画に係る認定申請書の写し
- ② 先端設備導入計画認定書の写し
- ③ 認定経営革新等支援機関による先端設備等導入計画の事前確認書の写し
- ④ 認定経営革新等支援機関が発行する投資計画に関する確認書の写し
- ⑤ 従業員へ賃上げ方針を表明したことを証する書面(賃上げの表明ありの場合)の写し

(4) 固定資産税(償却資産)課税標準の特例申請書の記入例

下記の朱線で囲ってある部分を記入いただき、添付書類と共にご提出ください。

固定資産税(償却資産)課税標準の特例適用申請書								
令和〇年〇月〇日		(あて先) 大和町長 下記の資産は課税標準の特例に該当しますので、関係書類を添えて適用の申請をします。						
所有者	住 所	〒981-3680 宮城県黒川郡大和町吉岡まほろば一丁目1番地の1		資産所在地	大和町 吉岡まほろば一丁目1番地の1			
	氏名または名称	株式会社 タイワタウンフーズ ㊞		申請理由	再生可能エネルギー発電設備（太陽光発電設備等）の取得により、固定資産税の課税標準の特例を受けるため			
		添付書類	再生可能エネルギー事業者支援事業費補助金交付決定通知書					
資産区分	資産の名称(型式及び規格)	数量	取得年月	取得価額	耐用年数	備 考	町記入欄	
							該 当 条 項	適用期間・率その他
2	太陽光発電設備	1	令和4年5月	XXXXXXXXXX円	17		地方税法第349条の3 第号	年度から
							本法附則第15条第項	令和 年度まで
							地方税法第349条の3 第号	年度から
							本法附則第15条第項	令和 年度まで
							地方税法第349条の3 第号	年度から
							本法附則第15条第項	令和 年度まで
							地方税法第349条の3 第号	年度から
							本法附則第15条第項	令和 年度まで
							地方税法第349条の3 第号	年度から
							本法附則第15条第項	令和 年度まで
							地方税法第349条の3 第号	年度から
							本法附則第15条第項	令和 年度まで

添付書類
・対象設備の仕様書の写し、特例適用に必要となる証明書の写し等

VII 償却資産 Q&A

Q1 なぜ申告を行わなければならないのですか。

A1 償却資産は土地・家屋のように登記制度がなく、所有者や資産状況の把握が困難であることから、地方税法第383条において、法人や個人で事業を行っている方は、毎年1月1日現在に所有している資産状況をその資産の所在地にあたる市町村長に1月31日(その日が土日祝日の場合は翌開庁日)までに申告しなければならないと義務づけられているためです。

Q2 確定申告を行っている場合、市町村に対して償却資産の申告は必要ですか。

A2 償却資産の申告は必要です。確定申告は国税の計算のために必要となります、償却資産の申告は、その市町村の固定資産税(地方税)の計算に必要となるためです。

Q3 耐用年数が経過している資産の申告は不要でしょうか。

A3 耐用年数が経過している資産でも、事業の用に供している場合は申告が必要です。

Q4 1台の冷蔵庫を事業用と家庭用どちらにも使用している場合、償却資産として申告する必要はありますか。

A4 事業の用に供している場合は、ほとんど家庭用として使用していたとしても、償却資産の申告は必要です。
なお、事業用と家庭用の使用割合にかかわらず、取得価額の全額を申告する必要があります。

Q5 償却資産の申告手続きを税理士等の代理人に依頼しているのですが、所有者本人からも申告をする必要はありますか。

A5 税理士等の代理人に依頼しているのであれば、所有者本人からの申告は基本的に不要です。
また、申告が行われているか否かについての経過確認につきましては、申告手続きを依頼した方にお問合せください。

Q6 償却資産申告書や納税通知書の送付先を変更したい場合は、どうしたらよいですか。

A6 償却資産申告書の住所欄の余白又は備考欄に、希望する送付先をご記入ください。

Q7 事業を行っていた個人あてに償却資産申告書類が送付されてきましたが、その個人が亡くなっている場合はどのように対応すべきですか。

A7 その資産を相続して事業を継続する場合は、償却資産申告書の備考欄に「令和〇年〇月〇日に所有者死亡につき、大和A子が相続」等とご記入いただき、必要書類と共に申告してください。
なお、その資産を相続せず事業も継続しない場合は、償却資産申告書の備考欄に「令和〇年〇月〇日に所有者死亡につき、事業を廃止(解散)」等とご記入いただき、種類別明細書(減少資産用)もご記入願います。

Q8 提出期限を過ぎてしまった場合、申告は受付してもらえますか。

A8 提出期限を過ぎても受け付けておりますが、価格等の決定及び課税台帳への登録が公示までに間に合わず、課税台帳の閲覧や納税義務者の方に発送する納税通知書の記載内容等に影響が出る恐れがありますので、ご了承願います。

申告書のご提出の前に、次の事項をご確認願います。

チェック

- 申告書の提出先(市町村)に誤りはありませんか？
- 大和町外に所在のある資産は含まれていませんか？
- 申告書に連絡先の記入はありますか？
- 申告書に個人番号(マイナンバー)又は法人番号の記入はありますか？
- 申告書の上記2つ以外の項目に記入漏れはないですか？
- 種類別明細書に所有者名の記入はありますか？
- 種類別明細書に耐用年数の記入はありますか？
- 種類別明細書の上記2つ以外の項目に記入漏れはないですか？
- 申告書の控え(受付印を押印済みのもの)をご希望される場合、あて先の記入及び切手を貼付した返信用封筒は同封していますか？
- 申告する書類に不足(本人確認書類、特例適用申請書の添付等)はありませんか？

～郵送で申告される方へ～

郵送での申告の際には、下記の宛先を切り取って使用いただけます。

〒981-3680

宮城県黒川郡大和町吉岡まほろば一丁目1番地の1

大和町役場 税務課 固定資産税係 行

(償却資産申告関係書類 在中)